

第446回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年5月17日（金）
- 2 開催年月日 令和6年6月12日（水）午前10時30分から午前11時27分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

委員（11名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、梶健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席4名：菅野信弘委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員、湊謙委員]

岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、平嶋特命課長、中野主任主査、中井技術専門幹、工藤沿岸広域振興局水産部長、志田大船渡水産振興センター所長、佐藤宮古水産振興センター所長、神水産技術センター所長、前川漁業取締事務所長

事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

傍聴者

岩手県沿岸漁船漁業組合 事務局長 赤平英之

報道関係者

岩手日報社 鎌田佳佑

5 委員会の議事

第1号議案 岩手県資源管理方針の変更について（諮問）

第2号議案 令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について（諮問）

第3号議案 令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま）の漁獲可能量の変更について（諮問）

6 報告事項

（1）令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について

（2）令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60回）の概要について

7 委員会の経過

横沢事務局長

それでは、定刻になりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

皆様、御苦勞様でございます。ただ今から、第446回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日の御審議いただく議案は、「岩手県資源管理方針の変更」、「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量及び変更」の諮問3件でございます。

そのほかに、報告事項が2件ございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。大変、御苦勞様でございます。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、菅野委員、金澤委員、平井委員、湊委員の4名が欠席でございますが、11名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、三田地委員と斎藤委員、お二人をお願いいたします。

大井会長

それでは、第1号議案「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。事務局より説明をお願いいたします。

横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、岩手県資源管理方針の変更を行うに当たり、同条第10項で準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定について御説明しますので、資料の一番後ろ、15ページを御覧願います。下から5行目、漁業法第14条第9項になりますが、「都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的

知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定されております。

方針を変更する場合においては、第10項に準用規定が設けられておまして、第4項の「都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という規定が適用されますことから、県の資源管理方針を変更するに当たり、知事から諮問があったものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年5月31日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文には、先ほど御説明しました漁業法の根拠規定が記載され、結びに、「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

2ページ以降に、岩手県資源管理方針の変更の内容について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

平嶋特命課長

水産振興課の平嶋です。恐れ入りますが、以降着座にて御説明させていただきます。令和4年12月に施行された改正漁業法において、資源管理はTACによる管理を基本とすることが規定され、国では資源管理の推進のための新たなロードマップに基づき現在、我が国の総漁獲量の6.5割を占める魚種をTAC魚種としておりますが、令和7年度までにこれを8割を占める魚種までTAC魚種の拡大を目指しているところでございます。

2ページを御覧願います。官報の写しでございます。令和6年6月4日付け、農林水産省告示第1,099号による国の資源管理基本方針が、変更されたことを公表するものでございます。今般まだらの4つの区分、本州太平洋北部系群、日本海北部系群、北海道太平洋、北海道日本海が、新たに特定水産資源としていわゆるTAC魚種に追加されることとなり、令和6年7月1日からTAC管理が開始されることになりました。このことを受け、当該資源の知事管理区分に係る管理方法を定めるため、国の資源管理基本方針に合わせ、県の資源管理方針にまだら本州太平洋北部系群を追加しようとするものでございます。資料の4ページの上段を御覧願います。文字が小さくて申し訳ございませんが、縦書きで別紙2-41の次に、次の別紙を加えるとあります。この別紙には、まだら本州太平洋北部系群の管理方法を定めた内容が記載がされております。別紙2-42まだら本州太平洋北部系群の横に括弧書きでステップアップ管理対象資源とされております。このセットについて、内容を御説明しますので申し訳ございませんが6ページを御覧願います。冒頭御説明した通り、国では総漁獲量の8割相当の魚種をTACとすることを目的にTAC魚種を拡大しているところですが、これらの魚種については、漁獲量の報告体制が未整備である場合も想定されることから資源管理上の問題点を整備、解決しながら段階的にTAC管理を導入していくこととしております。イメージ図を載せておりますが、ステップ1で漁獲報告の義務化、ステップ2で目安数量の提示を行うこととされ、通常TAC管理では、漁獲可能量を超過しますと農林水産大臣や知事は、採捕停止命令を行

うこととなりますが、この段階では漁獲が積み上がった際の採捕停止命令は、まだ行わないこととなっております。ステップ3に到達した段階で、他のTAC魚種と同様に採捕停止命令を行う数量管理が実施されることとなり、ステップ3への到達を目標とした管理手法を検討するということになるものでございます。

今回ご審議いただきます岩手県資源管理方針の変更の内容について、御説明します。資料の12ページ、13ページを御覧願います。左側が現行、右側の下線を表記している部分に変更箇所でございます。まだら本州太平洋北部系群の知事管理区分における管理方法を別紙1-9として新たに追加するものでございます。別紙の内容につきましては、既に特定水産資源として定められている他の魚種と同様の内容が多くございますので、一部の説明とさせていただきます。13ページを御覧下さい。13ページ、第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準については、当該資源の管理がステップ2へ移行するまでの間は、具体的な数量の提示は行わないこととしており、後ほど第2号議案でも御説明しますが、まだら本州太平洋北部系群は、全体として大臣管理区分も含めての内数として配分されてございます。このことから、県の留保配分を行わず全量を岩手県まだら漁業に配分することとしております。第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項では、既存のTAC魚種と同様、漁獲努力量による管理を合わせて行うことについて、定めております。既にTAC魚種としましては別紙1-7に定めておりますけれども、すけとうだら太平洋系群において、固定式刺し網漁業における許可隻数に上限を設けており、同様に記載する他、現在自由漁業となっているたら延縄漁業についても、漁業実態を把握した上で管理方法について検討することとしてございます。

当該事項につきましては、第5その他資源管理に関する重要事項においても記載してございまして、ステップ管理の改善によって漁獲量の把握などにおける課題を整理しステップ3の移行に向けて順次体制を整えることを目指すものでございます。以上で説明は、終わりますが当該資源管理方針の変更案は、漁業法に基づき農林水産大臣宛て、変更の承認を申請し、承認後に公表となる手続き上、諮問の内容の変更を伴わない字句等の修正については県に御一任下さいますようお願いいたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、お願いをいたします。

(三田地委員「はい」の発声)

大井会長

はい、どうぞ。

三田地委員

6ページですね、特定水産資源のステップということ、まだらが加わった訳でございまして、本当にこれがですね、この6ページのステップ1、ステップ2、ステップ

3ということで、後は目標達成ということになればですね、津波以降に、まだらの漁で潤った訳です。潤うというか、ある程度不足分をカバーできたということで、ほんとに今度これが出てきたということで漁業者は本当に不安なっているわけなんです。そこら辺の考えが、ステップ2、ステップ3になってきた場合の、これは本当にどこら辺を数量で決めてもらうのか、そこら辺の考えがあればお聞かせ願いたい。よろしく願います。

平嶋特命課長

はい、今後、第2号議案の方で今年度の数量については、御説明する予定でございますけれども、一応TACの管理としましては国の方から基本的に資源評価の結果に基づいて各県の割り当て等が示される予定でございます。結局、国全体でそういった資源管理、数量による管理を行っていくことによって到達目標に行くという形でございますので、本県の方もそれに従ってやっていく予定でございます。確かにそれぞれ各県の漁業の状況によって違うということがございますが、そういった部分については、国に対して一応問題点として提示しながらやっていく予定ではございます。

三田地委員

各県の数量は未だ未確定のような答弁でございますので、津波以降に本当に大漁だったわけなんですけど、最近小型化したりですね、漁が不安定になってきたわけですから、これを制限されると本当に漁業者は漁業を続けていくにも、特にも我々の方は10トン未満船の小型船なものですから、本当に大変なことになるなあとということで、水揚げ数量の確定の時はですね、今の実績を下回らないような数量になんとか交渉していただきたいと思っておりますので、お願いしておきますのでよろしく願います。

大井会長

よろしいですか。

三田地委員

はい。

大井会長

それでは、ほかご質問等ございませんか。

(発言なし)

大井会長

意見等が無ければ、お諮りをいたします。第1号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

大井会長

それでは、第2号議案でございます。「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能性について（諮問）」を上程いたします。説明してください。

横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能性について（諮問）」の要旨、岩手県知事から漁業法第15条第4項の規定により、農林水産大臣から、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群の本県漁獲可能性に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能性を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番後ろ、8ページに抜粋してございます。知事からの諮問について、根拠を示しておりますけれども、関係する箇所を太字としまして、下線を引いて表記しておりますが、これまでも漁獲可能性を定める諮問の際、関係条項を説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは1ページを御覧願います。令和6年6月5日付けで知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能性を定めたいので、委員会の意見を求める旨記載されております。2ページ以降に知事管理漁獲可能性の案等について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

平嶋特命課長

水産振興課の平嶋でございます。それでは第2号議案について御説明させていただきます。恐れ入りますが、これ以降着座にての説明とさせていただきます。

3ページから4ページの文書の写しを御覧願います。農林水産大臣から令和6年7月1日から令和7年6月30日までの令和6管理年度における、まさば及びごまさば太平洋系群の岩手県漁獲可能性を3ページに示してございますけれども18,000トン、まだら本州太平洋北部系群の岩手県漁獲可能性を4ページに示しておりますとおり6,060トンの内数とする通知がありました。

新しく追加となりました「まだら本州太平洋北部系群」につきましては、先ほど御説明したステップアップ管理の1年目は、国からは大臣管理の沖合底引き網漁業と青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の知事管理区分も合わせて6,060トンの漁獲可能性が明示されており、今申し上げました漁獲可能区分すべてに対して6,060トンの内数が示されているものでございます。5ページを御覧願います。岩手県の資源管理方針を示した岩手県資源管理方針です。第2で知事管理区分は、水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を定めることとしており、第3で漁獲可能性の配分の基準を定めることとしております。6ページを御覧願います。まさば及びごまさば太平洋系群の具体的な資源管理方針を示す別紙1-8でございます。第2でまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3の1で95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能性がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県まさば及びごまさば太平洋系群漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとあります。7ページを御覧願います。第1号議案で答申いただきますまだら本州太平洋北部系群の具体的な資源管理方針の別紙1-9です。第2でまだら本州太平洋北部系群を採捕する全ての漁業に対し、第3で全量を岩手県まだら漁業に配分するとあります。

戻りまして、2ページを御覧願います。知事管理漁獲可能性を示す案文でございます。表を御覧願います、特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、管理の手法は、記載のとおりでございます。まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能性は、95パーセントにあたる17,100トンと同漁業へ配分し、県の留保は残り900トンと定めようとする案です。まだら本州太平洋北部系群については、先ほど示しました資源管理方針に基づき6,060トンの内数の全量を岩手県まだら漁業に配分しようとする案でございます。

なお、今回お示しした案文は漁獲可能性の当初設定ですが、当初設定の後、漁獲可能性の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り機械的に知事管理漁獲可能性と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能性を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正については、県に御一任いただくようお願いいたします。以上でございます。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

(熊谷委員「はい、いいですか」の発声)

大井会長

はい、どうぞ

熊谷委員

すみません。さばについて、ちょっと教えてください。まさば、ごまさば、全国的にさば漁獲量は減ってきていると思うんですが、私の勘違いだと申し訳ないんですが、去年の令和5年度の漁獲割り当て可能量が15,500トンだったかなと思っていました。それが18,000トンに増えて去年の同じ時期にもさばの漁獲可能量の話があって、令和4管理年度でどれくらい本県でさばを漁獲したのかとちょっとお聞きしたところ8,700トンくらい、8,700何トンとの話だったと思うのですが、本県では、未だ令和5管理年度の途中ででしょうか、どれくらい漁獲されたのかお分かりになれば、教えていただきたい。

平嶋特命課長

はい、さばの漁獲量の実績でございますけれども、令和5管理年度の漁獲量の実績でございますけれども5月31日現在で10,549トンとなっております。昨年は、熊谷委員がお話ししたとおり8,734トンでしたが、今は10,549トンで、6月があと1ヶ月もなく、20日間ございますが、一応漁獲可能量15,500トンを超えないものと思っております。

熊谷委員

ありがとうございました。

大井会長

よろしいでしょうか。ほかご質問等ございませんか。

ほか御意見等なければ、お諮りをいたします。第2号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

続きます第3号議案でございます。「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま）の漁獲可能量の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第3号議案、「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま）の漁獲可能量の変更について、（諮問）。」

要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更するに当たり、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番後ろ、7ページに抜粋しております。関係する箇所を太字として、下線を引いて標記しておりますが、第2号議案と同様に、改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年5月31日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文では、さんまに係る知事管理漁獲可能量を変更したいので、委員会の意見を求める旨、記載されております。

2ページ以降に変更案について資料を添付しておりますが、内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

平嶋特命課長

それでは第3号議案について御説明させていただきます。恐れ入りますが、これ以降着座にての説明とさせていただきます。

今回ご審議いただく内容は令和6年1月から令和6年12月までの令和6管理年度におけるさんまの漁獲可能量の変更でございます。

4ページの文書の写しを御覧願います。令和6年5月13日付け6水管第466号で、農林水産大臣から岩手県における令和6管理年度のさんまの漁獲可能量を表に示しております通り、当初配分の500トンから400トンに減少させる変更の通知がございました。注記にありますとおり、北太平洋漁業委員会第8回年次会合により、新たな保存管理措置が採択されたことに伴う、漁獲可能量の変更が理由となっております。北太平洋のさんま資源管理は、条約加盟国の漁獲量を北太平洋漁業委員会で管理することとしており、令和6年4月に開催された同委員会の結果から、日本全体の漁獲可能量を118,131トンから約6パーセント減の110,911トンとしたところですが、本県の知事管理区分については、近年の漁獲実績が1トン程度と少なくなっていることから、20パーセント減の400トンとなっているものでございます。5ページを御覧願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。めくって6ページを御覧願います。さんまの具体的な資源管理方針別紙1-3でございますが、第3の1で漁獲可能量の知事管理区分への配分基準は、95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県さんま漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てる、としております。戻って3ページを御覧願います。令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま）の漁獲可能量の変更についての新旧対照表でございます。右の表が現行の知事管理漁獲可能量、左が改正後でございます。改正後の左側の表を御覧願います。さんまについては、変更された本県漁獲可能量400トンの95パーセントに当たる380トンを岩手県さんま漁業に、残り20トンを県の留保枠分に配分しようとする案でございます。2ページを御覧願います。知

事管理漁獲可能量の変更を示す公表の案文でございます。この公表につきましては、今回回答申をいただいた後、農林水産大臣からの承認を受けて行います。そのため、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正については、県に御一任いただくようお願いいたします。説明は以上でございます。

大井会長

ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言いただきたいと思っております。

(「ありません」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。

御意見ないようでございますので、第3号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、全員賛成でございます。異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

次に、「報告事項」でございます。報告事項の(1)について、県から説明をお願いします。

平嶋特命課長

それでは、御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。県からの報告事項としまして、報告事項(1)緑色の表紙の「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について」の資料を御覧ください。

今般、令和6年6月7日付けで、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の漁獲可能量を変更し、公表しましたので御報告させていただくものでございます。

恐れ入りますが、3ページを御覧願います。令和6年5月31日付けで農林水産大臣から知事あてに令和6年4月から令和7年3月までの令和6管理年度におけるくろまぐろの小型魚と大型魚について、本県漁獲可能量について、くろまぐろ小型魚を不等量交換によって78.8トンから69.8トン、大型魚を同じく不等量交換によって55.1トンから67.7トンに変更し、その後の追加配分によって小型魚の漁獲可能量を87.7トン、大型魚の漁獲可能量を75.8トンにするとの通知がございました。ここに書かれております不等量交換について御説明いたします。太平洋くろまぐの資源管理を議論する中西部太平洋まぐ

ろ委員会WCPFCと申しますけれども、そちらの方で令和5年12月に開催されたこの委員会の年次会合で小型魚の保護の観点から各国の小型魚の漁獲上限の30パーセントまでを1.47倍して大型魚に振り替え可能とする、所謂不等量交換という措置が合意されました。これを受け、国では知事管理区分について、各都道府県の希望により今回の配分に限り、希望する小型魚の数量を1.4倍にして大型魚に振り替える方針としていたもので、本県では見込まれる小型魚の追加配分の約半量を1.4倍し、大型魚に振り替えることで、事前に関係団体と調整していたものでございます。今回追加配分量が17.9トンと示されたことから、9.0トン大型魚に振り替えることとし、不等量交換によって小型魚が78.8トンから9.0トン減少した69.8トン、大型魚が55.1トンから9.0トンを1.4倍した12.6トンが増加し67.7トンとなったものでございます。追加配分につきましては、昨年とほぼ同様の計算方式で配分されており、小型魚が前年からの繰り越し量が減少したため、昨年より3.1トン少ない18.9トンの配分となりました。で69.8トンから今回の変更で最終的に87.7トン、大型魚が昨年より2.1トン多い8.1トンの配分があり、67.7トンから最終的に75.8トンとなったものでございます。4ページを御覧願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。めくって5ページを御覧願います。くろまぐろの具体的な資源管理方針、別紙1-4を示してございます。第3の1で漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとしております。また、第3の2において、1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用するとあり、漁獲可能量の変更があった場合には1の規定に基づいて機械的に配分するとされております。6ページを御覧願います。記載されている小型魚の配分についても、同様の規定となっておりますので、説明は割愛させていただきます。戻りまして2ページを御覧願います。漁獲可能量の変更についての新旧対照表でございます。右の表が改正前の知事管理漁獲可能量、左が改正後でございます。左側の表の下から2段目を御覧願います。くろまぐろ（小型魚）については、変更された本県漁獲可能量の87.7トンの95パーセントに当たる83.315トンを岩手県くろまぐろ（小型魚）漁業、残り4.385トンを県の留保に充てる変更を行いました。下の行を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）については、小型魚と同様、変更された75.8トンの95パーセントに当たる72.010トンを岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業へ、残り3.790トンを県の留保に充てる変更を行ったものでございます。

戻りまして1ページの漁獲可能量の通知でございますけれども、これはさる令和6年6月7日付けで実施してございます。漁獲可能量の変更の手続きについては、先ほども説明がございましたので詳細については、割愛させていただきますけれども、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会で諮問し、異議ない答申を頂いたとおり、岩手県資源管理方針に則り機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保分に配分する場合には、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについて了承して

いただいたものでございますから、当初配分で御審議いただいた令和6年2月15日の開催の第443回の海区漁業調整委員会でお諮りしたとおり今回、事後の報告とさせていただきます。

関連しての御報告となりますが、8ページを御覧下さい。令和6年5月31日現在の漁獲状況を示してございます。くろまぐろ小型魚の漁獲状況の表でございますけれども、左から2列目の①が昨年度の令和5管理年度の漁獲量、同じく3列目の②が今年度の、令和6管理年度、4列目が前年度比でございます。今年度はまだ2カ月分の実績しかございませんが、4月は前年比190パーセント、5月は150パーセントの漁獲で、5月末時点の累計では前年度比174パーセントとなっております。

次のページ、9ページは大型魚について状況を示してございます。大型魚については、同様に昨年、大量に漁獲が積み上がった4月は、前年度に比べて20パーセントの漁獲となっておりますけれども、5月末時点での累計の数については24パーセントとなっております。くろまぐろの漁獲については随時漁業権者と共有しておりますので、委員の皆様にもおかれましてはホームページ等で公開しておりますので、委員の皆様にもおかれましてはご確認いただければと存じます。報告は以上です。

大井会長

ただ今、県から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

大井会長

ございませんか。

(発言なし)

大井会長

御意見等がなければ報告事項(2)に進みます。事務局から説明をお願いします。

大野事務局次長

事務局次長の大野でございます。報告事項(2)、赤色の資料を御覧下さい。報告事項(2)「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第60回)概要」について、御報告いたします。これ以降、着座にて説明させていただきます。

全国海区漁業調整委員会連合会というのは、全国で海区委員会が72海区あるんですが全国の海区が集まっている団体でございます。

通常総会が先月、5月17日に東京都で開催されました。前回海区委員会を5月22日に開催したんですけど、22日の海区委員会に報告が間に合わなかったことをお詫び申し上げます。

総会には、御来賓、各海区会長・委員さん、事務局職員等合計で約100名の出席がありました。岩手海区からは、大井会長と、事務局から大野が出席いたしました。

議事は、4題、資料に記載のとおりで、令和5年度の事業報告、収支決算及び余剰金処分案、令和6年度事業計画及び収支予算書案、協議事項として、中央要望活動の要望

書案の検討、最後に次期総会の開催場所を山口県とする案でした。全て事務局案のとおり承認されました。

なお、議事終了後、永年、委員会運営等に御貢献いただいた委員さん、事務局職員に対して感謝状が授与されました。岩手海区には該当の方は、いらっしゃいませんでした。

その下に、第2号議案の中から、今年度の事業計画を拾い出して記載しておりますが、ブロック会議等、各種会議の開催が予定されている他、漁業調整活動対策等として、今月から来月にかけて、関係省庁（水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁、衆・参両議院農林水産委員会委員長等）への要望活動が予定されております。

第3号議案の要望活動は、継続して行われているもので、今年度の要望内容は、昨年の要望結果を元に、時点修正するとともに、各ブロック会議での協議を経て、新規項目も追加して取りまとめられております。

資料には、新規要望項目のみを示してございます。

特にⅢのクロマグロの関係の新規要望のみ、簡単に御説明いたします。

一つが大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

これは九州地区で、漁協に所属していない方で、住所はその地区にあるということなのですが、県外に船籍のあるはえ縄漁船を漁船登録しようとした事例がありましたということで、マグロの資源管理や漁業調整上の課題となり得るということで、新たな要望となりました。また、クロマグロの大漁来遊により、イカの漁場形成が阻害されている、漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚げ額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じ欲しいという要望が新たに出ています。簡単ですけれども、報告は以上となります。

大井会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

ございませんか。

(発言なし)

大井会長

御意見等がなければ、「その他」に移ります。

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

(「ありません」の発声)

大井会長

はい、なければ県から情報提供はございませんか。

野澤漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局から何かございませんでしょうか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会は、8月20日火曜日、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階 大会議室で開催しますのでよろしく願いいたします。また、委員会に引き続き短い時間ではございますが、研修会を予定しておりますので、併せてお知らせいたします。

事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変、御苦勞様でございます。ありがとうございました。

終了（午前11時27分）
